

県議会のしくみ

県議会の役割

県民の代表者による話し合いの場

私たちの住む茨城県を、より良い郷土にしていくためには、みんなで話し合い、そして決めたことを実行していかなければなりません。しかし、県民全員が集まって相談することは、実際には困難です。

そこで、選挙によって代表者を選び、県民のために働いてもらう、という議会政治の方法がとられ、県議会が設けられています。

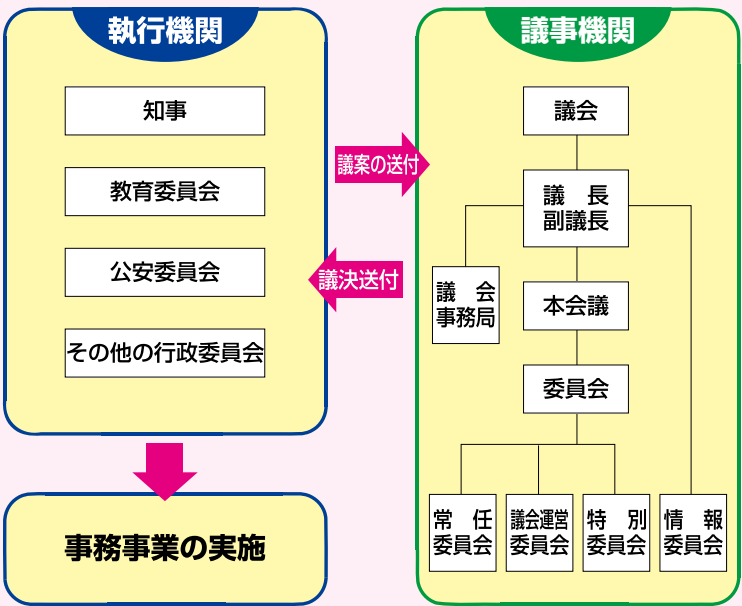
県議会は、県民から選ばれた議員によって構成され、県民全体を幸福にするための方法について、話し合っていて決めています。なお、このような相談・決定の場を、議事機関といいます。

知事などの仕事を検査・調査

県議会で決められたことは、知事部局・教育委員会・公安委員会などにおいて、実行に移されます。決められたことに基づき実際に仕事をする、これらのところを、執行機関といいます。

執行機関の仕事が適正なものか、決められた通りに進められているかどうかについて、県議会は検査・調査をする権限を持ち、事務の内容について確認しています。県議会（議事機関）と執行機関は、それぞれ独立した機関として対等の立場にあり、互いに協力して県政を運営しているところから、車の両輪に例えられています。

2本の柱（議事機関と執行機関）



議案の審議

本会議、委員会、そして再度本会議へ

議員または知事から提出された議案は本会議にかけられます。この本会議は全議員で行われます。ここで議案その他必要な事柄全てについて審議しますが、議案は複雑なもの、専門的なものなどが多く、簡単には決められません。

そこで、より詳しく審査するために専門の委員会が設けられています。この委員会で審査された後※、さらに本会議で再度審議されて採決されます。※付託された議案のほか、委員会での審査の結果、議案を提出することもあります。

議案についての質疑・県政についての質問

議員は提出された議案について、疑問や不明確な点をただすために、「質疑」を行います。また、県政一般について、執行機関がどう取り組んでいるのか、今後どのように対応するのかについて、「質問」を行います。

本会議では、質問・質疑が一括してなされますが、議員個人の立場で行うのを「一般質問」、会派を代表して行うのを「代表質問」といいます。

採決前に討論ができます

議員が議案に賛成か、反対かの意見を述べる機会が採決前に設けられます。これが討論です。

そして、採決へ

徹底的に審議された後、いよいよ採決の瞬間を

迎えます。議案および請願の採決は、普通は挙手によって賛成または反対を表す挙手採決がとられますが、その他の方法による場合もあります。なお、会期中に審議不十分で採決できないときは、次の定例会まで所管の委員会で継続審査されます。

可決した議案について

県議会で議決した予算、条例をはじめとする会議の結果は、知事に送付されます。知事などの執行機関は、県議会で決定したことに基づいて、実際の仕事を進めていきます。また、県議会では、県だけでは解決できない問題については、国をはじめとする行政機関に意見書を提出して協力を求めたり、県議会の意思を明確にするため、決議を行ったりしています。

県議会の取り組み

茨城県議会では、県民の皆さまに議会の活動をより身近に感じていただくとともに、若い世代をはじめ、多くの方に議会への関心を高めていただくため、さまざまな取り組みを行っております。

令和 6 年度の例

- ・いばらきハイスクール議会（日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会主催）への協力
- ・茨城キリスト教大学での出前委員会の開催
- ・高校生の議会傍聴のクラス単位での受け入れ
- ・休日議会の開催
- ・議会広報ポスターの図案公募で入選した高校生を休日議会の本会議傍聴に招待し、正副議長と意見交換
- ・交通政策・物流問題調査特別委員会に連携大学の学生を招いて意見交換を行い、声を提言に反映
- ・傍聴される方など向けの託児サービスの実施

今後も、皆さまと共に開かれた議会を目指してまいります。



いばらきハイスクール議会 2024



茨城キリスト教大学での出前委員会



託児サービス

次の、令和 7 年第 2 回定例会は、6 月 3 日から 17 日までの 15 日間の会期日程で開催される予定です。		
月日	曜	議 事 予 定
6. 3	火	議会運営委員会 本会議（開会、知事提出議案説明）
4	水	休会（議案調査）
5	木	休会（議案調査）
6	金	議会運営委員会 本会議（一般質問・質疑）
7	土	本会議（一般質問・質疑） ※休日議会
8	日	
9	月	本会議 （一般質問・質疑、議案常任委員会付託）
10	火	休会（委員会審査準備）
11	水	休会（常任委員会）
12	木	休会（常任委員会）
13	金	休会 （未来を拓く新たな茨城づくり調査特別委員会）
14	土	
15	日	
16	月	休会（議事整理）
17	火	議会運営委員会 本会議（委員長報告、採決、閉会）

「休日議会」を開催します

県民の皆さまの政治への参画を推進するため、第 2 回定例会において、6 月 7 日（土）に「休日議会（13 時開会）」を開催いたします。

【傍聴の問合せ先】議会事務局議事課
☎ 0 2 9 - 3 0 1 - 5 6 3 4